

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

VII ILO

1 総会と主要な会議

2 第九回アジア地域会議

会議の概要

アジア・太平洋地域の加盟国一九カ国から二〇〇人をこえる政労使三者の代表・顧問を集めて八〇年一月二日から一日までマニラでひらかれた第九回アジア地域会議には、日本から、ビジティング・ミニスターとして深谷労働政務次官ほか一九人の三者構成代表が出席した。会議は地元フィリピンのオプレ労相を議長に選出、日本の労働者代表田中良一氏(同盟書記長、ILO理事)は副議長に選出されて活躍した。議題はつぎの三つであった。(1)事務局長報告、(2)労使関係と開発、(3)農村労働者。

事務局長報告は二部に分かれ、第一部は一九八〇年代のアジアの開発、第二部はILO基準の適用をとり上げたものであった。各国代表は第一部に関連して代表演説をおこなったが、日本関係では深谷労働政務次官が一二月三日、田中労働者代表が四日、吉野使用者代表(日経連常任理事、ILO理事)が八日に代表演説をおこない、それぞれの立場から問題点を指摘し、提案をおこなった。これらの代表演説に答えて、ジェーンILO次長は一〇日回答演説をおこない、南北対話と新しい国際経済秩序の確立におけるILOの役割に言及、これらの問題にかんする合意形成のためILOが努力することを明らかにした。

第二部のILO基準の適用にかんしては、審議の結果、大要つぎのような一二項にわたる結論を採択した。

【ILO基準の適用(大要)】

アジア・太平洋地域におけるILO基準の適用に関しては、進展はみられたものの、他の地域にくらべて批准数は少く、伸び悩みの状況にある。

ILO基準の普遍性は保たれねばならないが、ある面では弾力性の付与が必要になる。そこで原案を審議する過程で十分弾力性に考慮することが望まれる。

途上国の中にはILO基準の適用が困難なところもあるので、ILOはこれまで通り、これらの国に各種の援助を続けるべきである。ILO基準の適用を地域レベルで検討することは有益なので、今後もアジア諮問委員会会議で定期的に行うべきである。

労使関係

この問題にかんしては二〇項の結論が採択され、国の開発と労使関係の密接な関連が強調され、この分野でのILO活動の強化が求められた。結論の要旨はつぎのとおり

【労使関係問題結論(要旨)】

国の開発を進める際には、強力で独立した労使団体の支持と参加が必要になる。こ

のような労使団体は結社の自由の原則にもとづくものでなければならず、各国政府は結社の自由に関するILO条約の批准と適用を考慮すべきである。

開発過程では、雇用創出、公平な所得分配など調整を要する問題があるので、各国はそれぞれ自国に適した労使関係制度を考えることになるが、各種の段階で、政労使三者間のコミュニケーション、交渉、協議をはかるのが良い。

ILOは、アジア・太平洋地域で、結社の自由、労使関係および開発の分野における活動を増強すべきである。とくに、労使関係の実態調査、たとえば企業内労使関係、団体交渉、協議、調停、仲裁などに関する調査が行われるべきである。また、労使関係担当者の訓練についても、ILOの努力が求められる。

農村労働者

アジア・太平洋における農村の貧困状態に注目して、農村開発を促進し、所得の不平等を解消し、生産的雇用を増強し、開発への多数の参加を実現するための戦略を重視し、中心課題としての農地改革の問題に注目する結論が採択された。農地改革の問題については、土地所有権の広範かつ公平な分散は農業発展に役立つばかりでなく、社会的政治的民主主義の点からも必要であることが強調された。

アジア地域会議は、これらの結論のほか、つぎの六つの決議を採択した。(1)アジア人移民労働者の保護、(2)労働者教育、(3)労働条件労働環境の改善、(4)ILOの技術協力活動、(5)完全雇用政策の実施、(6)多国籍企業と社会政策。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
